ウ　原子力規制委員会、地方公共団体、消防機関その他の関係機関並びに原子力事業者その他の関係事業者と相互に連携する必要があること。

エ　専門機関からの助言、原災法第６条の２第１項に規定する原子力災害対策指針を踏まえるなどし、原子力や放射線に関する専門的知見及び技術的知見を対策に反映させる必要があること。

オ　放出された放射性物質の影響が長期間持続する可能性があること。

２　核燃料物質等輸送事故・災害初動措置マニュアルの作成

核燃料物質（原子力基本法（昭和30年法律第186号）第３条第２号に定める核燃料物質をいう。以下同じ。）又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の運搬の出発地、経由地又は到着地となることが想定される場所を管轄する都道府県警察は、１の規定に準じ、警察本部において、核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害に対する初動措置の要領を定めたマニュアルを作成するものとする。

３　原子力艦災害初動措置マニュアルの作成

原子力艦の寄港地を管轄する都道府県警察は、１の規定に準じ、警察本部において原子力艦原子力災害に対する初動措置の要領を定めたマニュアルを作成するものとする。

４　見直し

１から３までに掲げる計画及びマニュアルについては、随時見直しを行うものとする。

５　関係機関等との相互連携

都道府県警察は、地方公共団体その他の関係機関及び原子力事業者等と相互に連携し、原子力災害に備えた諸対策に当たるものとする。

６　原子力災害発生時における連絡体制の整備

都道府県警察は、原子力災害発生時における原子力事業者等からの情報連絡体制に関し、相互の連絡担当者及び連絡責任者を具体的に定めるとともに、連絡を受けた場合の部内での連絡系統の整備を図るものとする。

７　警備体制の整備

都道府県警察は、原子力災害に関する初動活動を迅速かつ的確に行うため、警備本部の設置、職員の招集及び参集、部隊の編成、配置、運用その他の必要な警備体制について整備を図るものとする。

８　防災訓練の実施

１から３までに掲げる計画又はマニュアルを策定した都道府県警察は、国、地方公共団体、防災関係機関及び原子力事業者等と相互に連携し、具体的な原子力災害を想定した実践的な防災訓練を定期的に実施するものとする。また、原子力災害を想定した図上訓練、原子力災害警備用装備資機材の操作訓練、放射性粉じん用防護服の着脱訓練等を随時行うものとする。

第２　災害発生時における措置

原子力災害又は原子力災害に発展するおそれのある事象が発生した場合において都道府県警察がとるべき措置は、以下のとおりとする。

１　周辺住民等への情報伝達

都道府県警察は、周辺住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、被災者の安否、医療機関、交通規制、避難方法等に関する情報を正確かつきめ細かに伝達するものとする。

２　避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

都道府県警察は、地方公共団体等と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導、屋内退避の呼び掛けその他の防護活動を行うとともに、住民の避難状況を確認するものとする。

なお、これらの活動に当たっては、避難行動要支援者等に十分配慮するものとする。

３　交通の規制及び緊急輸送の支援

⑴　都道府県警察は、被害の状況及び緊急度を考慮して、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。

⑵　都道府県警察は、国等から派遣される専門家、原災法第２条第５号の緊急事態応急対策を行うための装備資機材及び人員の現地への輸送に関する支援を行うよう努めるものとする。

４　犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持

⑴　都道府県警察は、原災法第15条第２項第１号の緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保に努めるものとする。

⑵　都道府県警察は、市町村長等が警戒区域、避難指示区域等を設定したときは、関係機関とともに、当該勧告、指示等の実効を挙げるために必要な措置をとるものとする。また、避難住民等の警戒区域への一時立入りが行われるときは、関係機関と連携して、その安全な実施に必要な支援を行うものとする。

⑶　都道府県警察は、原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、市町村長等が引き続き警戒区域、避難指示区域等を設定したときは、⑴及び⑵の規定に準じ、引き続き必要な措置をとるものとする。

５　警察職員の被ばく対策

都道府県警察は、警察職員の放射線被ばくを防止するため、国が定める緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づく措置を講ずるものとする。そのため、放射性粉じん用防護服、放射性粉じん用防護マスクその他の防護用機材を有効に活用するとともに、個々の職員の被ばく線量を確実に測定し、それを適切に管理するものとする。また、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第６章　危険物等災害対策

第１節　国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第１　災害に備えての措置

１　関係機関との連絡体制の確立

国家公安委員会及び警察庁は、危険物の漏えい・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏えい・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生、石油コンビナート等特別防災区域における危険物等の流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生等の危険物等災害に対する対策に関し、平素から消防庁、経済産業省、厚生労働省等の関係機関と緊密な連絡体制を確立するものとする。

また、警察庁は、都道府県警察の行う危険物等災害対策に関し指導調整を行うものとする。

２　危険物等災害警備用装備資機材の整備充実

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察における以下の危険物等災害警備用資機材の整備充実を図るものとする。

ア　生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等防護用機材

イ　ガス等測定器、送排風機等救出救助用機材

３　火薬類取締法等の法令に定める権限の行使

国家公安委員会は、危険物等災害防止のため、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）等の法令に定める権限を適切に行使するものとする。

第２　災害発生時における措置

１　情報の受理・連絡

警察庁は、危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省及び厚生労働省）から、危険物等による大規模な事故が発生した旨の連絡を受けた場合においては、直ちに関係都道府県警察へ連絡するとともに、被害規模に関する概括的な情報等を官邸（内閣官房）及び危険物等の取扱規制担当省庁に連絡するものとする。